

理 由 書

常総市では、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る観点から、平成4年に60地区（面積約10.37ha）の市街化区域内農地を生産緑地地区として都市計画決定している。その後、平成9年、平成12年、平成16年、平成19年、平成25年、平成31年、令和2年に変更を行い、現在は、50地区（面積約8.86ha）の農地を生産緑地地区として指定している。

今回、中妻町15号生産緑地地区の一部、及び中妻町18号生産緑地地区、内守谷町3号生産緑地地区について、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出に伴い、生産緑地法上の制限が解除され、区域・面積に変更が生じた。

また、天満町8号地区は、生産緑地法第3条の規定に基づき生産緑地への新規指定とするため、区域・面積に変更が生じている。

以上により、本案のとおり水海道都市計画生産緑地地区を変更するものである。